

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障がい福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、障がい福祉関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

一部のシステムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認すると共に、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和6年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障がい福祉に関する事務
②事務の概要	障がい福祉に関する事務は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)等に基づき、障害福祉サービスを提供するとともに、一定の障害程度を満たす者に対し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、各種手当を支給するものである。また、大洲市多子軽減措置に伴う償還払による障害児通所給付費支給要綱(平成27年大洲市要綱第12号)に基づき、該当者に対し多子軽減に係る障害児通所給付費を支給するものである。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取扱う。 ・児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく障害福祉サービスの提供等に関する事務 ・身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付の申請の受理、審査、申請に対する応答、返還、変更、再交付等に関する事務 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、審査、申請に対する応答、返還、変更、再交付等に関する事務 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく受給資格及びその額の認定の請求の受理、手当の額の改定の請求の受理等に関する事務 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答等に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給、支給決定の変更、地域生活支援事業の実施等に関する事務 ・多子軽減措置に伴う償還払による障害児通所給付費の支給に関する事務 また、番号法の別表第二に基づき、障がい福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 支給に際しては、申請者が公的給付支給等口座情報の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システムや番号連携サーバーから当該申請者の公的受取口座情報を入力して振込等の事務処理に利用する。
③システムの名称	1. 障害者管理システム 2. 特別児童扶養手当システム 3. 福祉手当システム 4. 障がい福祉サービスシステム 5. 自立支援医療(更生医療)システム 6. 自立支援医療(精神通院医療)システム 7. 自立支援医療(育成医療)システム 8. 障がい児通所サービスシステム 9. 地域生活支援サービスシステム 10. 地域生活支援日常生活用具システム 11. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 12. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障害者管理ファイル (2)特別児童扶養手当ファイル (3)福祉手当ファイル (4)障害福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、46、47、84の項 (2)番号法第9条第2項に基づく大洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大洲市条例第33号。以下「利活用条例」という。)第4条第1項 別表第1の9の項 (3)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部改正の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和4年厚生労働省令第126号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・第三欄(情報提供者)が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)には「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」が含まれる項 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務」が含まれる項
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号:795-8601 住所:愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号:0893-24-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大洲市役所 市民福祉部 社会福祉課 郵便番号:795-8601 住所:愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号:0893-24-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月21日	I－1 ②事務の概要	(記載なし)	また、大洲市多子軽減措置に伴う償還払による障害児通所給付費支給要綱(平成27年大洲市要綱第12号)に基づき、該当者に対し多子軽減に係る障害児通所給付費を支給するものである。	事後	
平成28年1月21日	I－1 ②事務の概要	(記載なし)	・多子軽減措置に伴う償還払による障害児通所給付費の支給に関する事務	事後	
平成28年1月21日	I－3 法令上の根拠	(記載なし)	(2)番号法第9条第2項に基づく大洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大洲市条例第33号。以下「利活用条例」という。)第4条 別表第1の9の項	事後	
平成28年1月21日	II－1及び2 いつ時点の計数か	平成27年5月21日 時点	平成27年12月18日 時点	事後	
平成30年6月28日	I－4 ②法令上の根拠	(記載なし)	・第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項	事前	
平成30年6月28日	I－4 ②法令上の根拠	(記載なし)	・第三欄(情報提供者)が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項	事前	
平成30年6月28日	I－5 ②所属長の役職名	課長 山岡 稔	課長	事後	
平成30年6月28日	II－1及び2 いつ時点の計数か	平成27年12月18日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	I－7 請求先	大洲市役所 総合政策部 情報管理課	大洲市役所 総務企画部 企画情報課	事後	
令和1年6月12日	II－1及び2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	IV－1～9	(記載なし)	(各項目追加)	事後	様式変更に伴い「IV リスク対策」を追加
令和3年3月11日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和3年9月30日	I－7 請求先	大洲市役所 総務企画部 企画情報課(略)	大洲市役所 総合政策部 企画情報課(略)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	I－4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略)	事後	
令和3年9月30日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	I－1 ②事務の概要	(記載なし)	また、番号法の別表第二に基づき、障がい福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 支給に際しては、申請者が公的給付支給等口座情報の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システムや番号連携サーバから当該申請者の公的受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用する。	事前	
令和4年12月1日	I－3 法令上の根拠	(記載なし)	(3)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部改正の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和4年厚生労働省令第126号)	事前	
令和6年1月15日	II－1及び2 評価対象の事務の対象人数は几人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年1月15日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	